

# ○新潟市南区防災行政無線施設設置管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市防災行政無線局のうち同報MCA無線システムで整備する新潟市南区防災行政無線施設の設置、管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、新潟市防災行政無線局運用要領（平成9年告示第49号）第3条第3項の特別な定めを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟市南区防災行政無線施設 新潟市が南区内で放送するために設置する無線設備の総体をいう。
- (2) 副親局 南区役所及び南区役所各出張所に設置した、屋外拡声子局及び戸別受信機に対し放送を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外拡声子局 副親局から受信して放送ができ、又は単独で自局放送ができる屋外受信設備をいう。
- (4) 戸別受信機 個々の世帯や公共施設等で放送を受信する機器をいう。
- (5) 同報MCA無線システム 財団法人移動無線センターが運用管理する800メガヘルツデジタルMCA無線を利用した同報システムをいう。

(業務区域)

第3条 新潟市南区防災行政無線施設の業務区域は南区内とし、災害時における放送は原則として新潟市役所からの市内一斉放送によるが、それ以外に南区の防災情報を必要に応じて伝達する。ただし、平常時においては、市や地域の行政情報を広報する。

(新潟市防災無線局との連携)

第4条 同報MCA無線システムで整備する新潟市南区防災行政無線施設は、新潟市役所からの市内一斉放送を受信できるように新潟市役所に設置した同報MCA無線システムと連携する。

(設置する無線設備及び識別信号)

第5条 市が南区内に設置する無線設備は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(無線局管理者)

第6条 副親局の通信操作を行う部局に無線局管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、所属長をもって充て、次のとおりとする。

- (1) 南区役所 南区地域総務課長
- (2) 南区役所味方出張所 味方出張所長

(3) 南区役所月潟出張所 月潟出張所長

3 管理者は設置した施設の運営を総括し、無線従事者を指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 管理者は、職員の中から3人以上の無線従事者を選任する。

2 無線従事者は、副親局の操作を行う。

(放送体制)

第8条 管理者は、無線従事者のうちから運用主任を任命し、無線局の運用及び管理に関する事務を行わせるものとする。

2 運用主任は、災害時には新潟市災害対策本部及び南区災害対策本部の指揮に従うものとする。

(業務)

第9条 副親局及び屋外拡声子局は、別表第4の運用基準に基づき次の情報を広報する。

(1) 災害その他の緊急事項

(2) 市及び地域の広報事項

(放送区分)

第10条 前条に規定する業務の放送は、次に定めるところによる。

(1) 定時放送	第1回	7:00	音楽時報
	第2回	7:15	広報
	第3回	11:30	音楽時報
	第4回	12:30	広報
	第5回	18:00	音楽時報
	第6回	19:30	広報

ただし、必要に応じてこの放送時間を変更又は中止することができるものとする。

(2) 非常放送 災害時及びその発生が予測される場合に随時行う放送

(3) 緊急放送 非常放送以外で緊急に市民へ伝達を必要とする場合に随時行う放送

(4) 市内一斉放送 新潟市防災行政無線局運用要領第6条1号から3号に規定する放送

(放送の申込み)

第11条 第9条に規定する事項を放送しようとする者は、所定の用紙(様式第1号)に放送内容を記入して、3営業日前までに管理者に申し込みをしなければならない。ただし、災害等緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(放送の制限)

第12条 管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他特に必要があるときは放送を制限することができる。

(放送の記録)

第 13 条 放送従事者は、放送を行ったときは無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第 14 条 放送時の呼び出しの順序は、次のとおりとする。

(1) 平常時 「こちらは、こうほう、にいがたし〇〇(〇〇は放送を行う所属名、以下同じ。)ですー放送内容(繰り返し)ー以上で終わります。」

(2) 災害時 「非常、非常、非常、こちらは、こうほう、にいがたし〇〇です。ー放送内容(繰り返す)ー以上で終わります。」

(戸別受信機の新設及び移設)

第 15 条 戸別受信機の新設及び移設の方法は別表第 5 のとおりとする。

2 戸別受信機の設置は、市指定の者が行うものとする。ただし、工事を伴わない機器の移設は、戸別受信機の利用者(以下「利用者」という。)が行うものとする。

(戸別受信機の維持管理)

第 16 条 利用者は、善良な管理注意をもって常に良好な状態で戸別受信機を使用するものとし、戸別受信機に障害が生じたとき及び棄損又は滅失したときは、直ちに所定の届(様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の届け出があったときは、管理者は速やかに修理又は復旧しなければならない。

3 利用者は、戸別受信機の電気料及び乾電池取換え費用については、全額負担するものとする。

(利用者の義務)

第 17 条 利用者は許可なく戸別受信機を他人に譲渡し又はその他の工作をしてはならない。

2 利用者が家屋の解体若しくは転出等の理由で戸別受信機の使用を休止又は廃止しようとするときは所定の届(様式第 5 号)を管理者に提出し、直ちに戸別受信機を返納するものとする。

(損害の賠償)

第 18 条 利用者が自己の責任に帰すべき理由により戸別受信機に障害を与え又は棄損並びに滅失したときは所定の届(様式第 4 号)を管理者に提出し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(費用について)

第 19 条 別表第 1 から別表第 3 までに掲げる無線設備の新設、保守、修繕、移設及び撤去に係る費用については、南区役所が負担する。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

防災行政無線（固定系）設備設置一覧表

◎副親局

種別	識別信号	設置場所
副親局	こうほうにいがたしみなみ	南区役所

◎子局

No	子局名称	設置場所	No	子局名称	設置場所
1	大通公園	南区大通 1-1	18	白根小学校	南区白根 1407
2	下鷺ノ木文化センター	南区下鷺ノ木新田 5467 地先	19	みの口公園	南区上下諏訪木 1006-1
3	中塩俵	南区中塩俵 2120	20	白根中央通	南区白根 3070
4	下塩俵集落開発センター	南区下塩俵 367	21	七軒	南区白根ノ内七軒 698-3
5	大通地域生活センター	南区大通南 4-105	22	桜公園	南区上下諏訪木 819-1
6	松橋集会所	南区松橋 104	23	白根水道町	南区上下諏訪木 11
7	山崎興野 1	南区山崎興野 2320-1	24	諏訪木公園	南区白根水道町 1181
8	山崎興野 2	南区山崎興野 290	25	戸頭 1	南区戸頭 3138-1
9	山崎興野 3	南区山崎興野 64-3	26	戸頭 2	南区戸頭 228-1
10	根岸公園	南区高井東 1-392-1	27	東萱場	南区東萱場 23
11	高井興野	南区高井興野 200-1	28	茨曾根	南区茨曾根 3443
12	三ヶ字集会所	南区小坂 10-1	29	新飯田 1	南区新飯田 1261-1
13	鯨瀬集会所	南区鯨瀬 1-6-11	30	新飯田 2	南区新飯田 1101
14	四ツ興野公園	南区白根四ツ興野 10	31	新飯田 3	南区上新田甲 146-8 地先
15	能登	南区能登 2-6-8	32	清水ふれあいセンター	南区清水 160
16	南区役所	南区白根 1329	33	下中村自治会館	南区新飯田 1438-8
17	魚町	南区白根魚町 3-42			

別表第2（第5条関係）

防災行政無線（固定系）設備設置一覧表

◎副親局

種別	識別信号	設置場所
副親局	こうほうにいがたしあじかた	味方出張所

◎子局

No	子局名称	設置場所	No	子局名称	設置場所
1	味方出張所	南区味方 1544	7	吉江	南区吉江 703-6
2	千日運動施設	南区西白根 262	8	吉田新田	南区吉田新田 45-2
3	西白根 2	南区西白根 2035-3	9	大倉	南区大倉 102-6
4	西白根 5	南区西白根 1856-3	10	居宿	南区居宿字屋敷付 7
5	味方 2	南区味方 147-7	11	味方公民館	南区味方 695-3
6	味方 8	南区味方 993-15			

別表第3（第5条関係）

防災行政無線（固定系）設備設置一覧表

◎副親局

種別	識別信号	設置場所
副親局	こうほうにいがたしつきがた	月潟出張所

◎子局

No	子局名称	設置場所	No	子局名称	設置場所
1	大別當集落開発センター	南区大別當 582-1	4	木滑集落開発センター	南区木滑 1668-3
2	月潟農村環境改善センター	南区西萱場 1069	5	東長島集落開発センター	南区東長嶋 89-7
3	曲通集落開発センター	南区上曲通 24-1	6	月潟出張所	南区月潟 535

## 別表第4（第9条関係）

### 運用基準

#### 1、防災行政無線の運用基準

- (1) 新潟市防災行政無線局運用要領第7条に規定するもの
- (2) 避難所開設の情報
- (3) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの
- (4) 民間団体からの依頼で、公共性があり地域全体または複数の自治会に広報する必要があるもの
- (5) その他管理者が特に必要と認めたもの

#### 2、防災行政無線の地域を限定した運用基準

- (1) 自治会などの公共的団体等から地域を限定した放送依頼があった場合で、その内容に公共性があり地域住民に広報する必要があると認めたもの
- (2) その他管理者が特に必要と認めたもの

#### 3、屋外拡声子局からの放送に限定した運用基準

- (1) 自治会などの公共的団体が、地域放送卓又は屋外拡声子局からの操作で放送を行う場合は、緊急時を除き、必ず放送内容等を記載した書面により出張所長と事前協議を行うこととする。
- (2) 放送の内容は、防災訓練の周知等で内容に公共性があり地域住民に広報する必要があるものに限る。

別表第5（第15条関係）

戸別受信機の新設及び移設の方法

地区名	設置区分	貸与する人（施設）、費用負担	提出書類
味方地区	新設	<p>新設しようとする次に掲げる人（施設）には、市が無料で戸別受信機一式を貸与する。</p> <p>(1) 味方地区に住所を有する世帯の代表者</p> <p>(2) 味方地区の公共用施設のうちで管理者が必要と認めた施設</p> <p>(3) 味方地区の自治会集会所等で管理者が必要と認めた施設</p>	借用書 (様式第2号)
	移設	移設に要した費用は、全額使用者負担とする。	申請書 (様式第3号)
月潟地区	新設	<p>新設しようとする次に掲げる人(施設)には、市が無料で戸別受信機一式を貸与する。</p> <p>(1)月潟地区に住所を有する世帯の代表者</p> <p>(2)月潟地区の公共用施設のうちで管理者が必要と認めた施設</p> <p>(3)月潟地区の自治会集会所等で管理者が必要と認めた施設</p>	借用書 (様式第2号)
	移設	移設に要した費用は、全額使用者負担とする。	申請書 (様式第3号)

注、別表第5に該当しない戸別受信機の設置及び修理にかかる費用は、全額使用者負担とし、この要領の規定を適用しないこと。

注の意味ですが、個人負担で設置した戸別受信機は、この要領を適用しないという意味で、市は全く関与せず15条から18条の適用もありません。味方と月潟は2台目を増設する世帯や企業が該当します。なお、味方と月潟に新たに転入する世帯には、今までどおり戸別受信機の貸与を行います。

様式第 1 号

起案者ルート

課長	課長補佐	係長	係	担当

無線局管理者ルート

課長	課長補佐	係長	係	担当

新潟市防災行政無線りん議書

起案者（職氏名）		依頼日	年 月 日
放送日 時間指定 地区指定	年 月 日朝昼夜 から		年 月 日朝昼夜まで
	時間指定		
	地区指定		
【放送タイトル】			
【放送文】			
放送結果	放送者（録音者） 放送日時等		

様式第 2 号

年 月 日

新潟市防災行政無線戸別受信機借用書

施設管理者 新潟市長 様

住 所 新潟市南区

氏 名

品 目 戸別受信機（家庭用受信設備一式）

上記受信設備一式、正に借用しました。

使用に当たっては、新潟市南区防災行政無線施設設置管理運用要領を順守します。

設置管理運用要領抜粋

（戸別受信機の維持管理）

第 16 条 使用者は、善良な管理注意をもって常に良好な状態で戸別受信機を使用するものとし、戸別受信機に障害が生じたとき及び棄損又は滅失したときは、直ちに所定の届（様式第 4 号）管理者（出張所長）に提出しなければならない。

2 前項の届け出があったときは、管理者は速やかに修理又は復旧しなければならない。

3 使用者は、戸別受信機の電気料及び乾電池取換え費用については、全額負担するものとする。

（使用者の義務）

第 17 条 使用者は許可なく戸別受信機を他人に譲渡し又はその他の工作をしてはならない。

2 使用者が家屋の解体若くしは転出等の理由で戸別受信機の使用を休止又は廃止しようとするときは所定の届（様式第 5 号）を管理者に提出し、直ちに戸別受信機を返納するものとする。

（損害の賠償）

第 18 条 使用者が自己の責任に帰すべき理由により戸別受信機に障害を与え又は棄損並びに滅失したときは所定の届（様式第 4 号）を管理者に提出し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

新潟市防災行政無線戸別受信機移設申請書

施設管理者 新潟市長 様

住 所 新潟市南区

氏 名

新潟市防災行政無線戸別受信機の移設を申請します。

使用に当たっては、新潟市南区防災行政無線施設設置管理運用要領を順守します。

設置管理運用要領抜粋

(戸別受信機の維持管理)

- 第16条 使用者は、善良な管理注意をもって常に良好な状態で戸別受信機を使用するものとし、戸別受信機に障害が生じたとき及び棄損又は滅失したときは、直ちに所定の届(様式第4号)を管理者(出張所長)に提出しなければならない。
- 2 前項の届け出があったときは、管理者は速やかに修理又は復旧しなければならない。
- 3 使用者は、戸別受信機の電気料及び乾電池取換え費用については、全額負担するものとする。

(使用者の義務)

- 第17条 使用者は許可なく戸別受信機を他人に譲渡し又はその他の工作をしてはならない。
- 2 使用者が家屋の解体若くしは転出等の理由で戸別受信機の使用を休止又は廃止しようとするときは所定の届(様式第5号)を管理者に提出し、直ちに戸別受信機を返納するものとする。

(損害の賠償)

- 第18条 使用者が自己の責任に帰すべき理由により戸別受信機に障害を与え又は棄損並びに滅失したときは所定の届(様式第4号)を管理者に提出し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

処理経過(申請者は記入しないでください)

設置年月日	年 月 日
設置費用	円

記 事

様式第 4 号

年 月 日

施設管理者 新潟市長 様

住 所 新潟市南区

氏 名

新潟市防災行政無線戸別受信機棄損・滅失届

このことについて、下記のとおり届けます。

記

棄損・滅失の理由	
棄損・滅失の物件	受信機・アンテナ・配線
戸別受信機を設置していた場所	
費用の分担	
その他	

.....  
処理経過（申請者は記入しないでください）

復旧年月日	年 月 日
復旧費用	円
弁済金額	円

記 事  
.....  
.....

様式第 5 号

年 月 日

新潟市防災行政無線戸別受信機返納届

施設管理者 新潟市長 様

住 所 新潟市南区

氏 名

新潟市防災行政無線戸別受信機を下記の理由により返納します。

記

理 由

.....

.....

.....

.....